



親の借金、子どもに 支払い義務はあるの？

弁護士 東麗子

Aさんは、数年前に父親を、昨年末に母親を亡くしました。葬儀が一段落して、実家の片付けをしていたところ、いくつか請求書が見つかりました。Aさんは知らなかったものの、親には借金があったようで、数万円程度ならAさんが支払ってしまおうと思いましたが、どうやら数十万円の借金があるようです。Aさんは、親の借金を支払わなければならないのでしょうか。

離れて暮らしている親が突然亡くなった場合、親の財産状況がわからないということは、よくあることです。預貯金や生命保険などだけでなく、Aさんの親のように知らぬ間に借金があるかもしれません。ちょっとしたクレジットカードの支払いなどだったら、払ってしまってもよいかもしれませんが、多額の借金だった場合でも、相続人であるAさんは支払わなくてはいけな

◆—解説

基本的には、Aさんの母親、すなわち、被相続人が死亡して、相続が開始すると、相続人であるAさんは、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継します(民法900条)。この「財産」には、いわゆる預貯金や不動産などの積極財産だけでなく、借金などの消極財産も含まれます。そのため、Aさんは、親の預貯金や不動産などととも、借金も相続するので、Aさんは原則として親の借金についての支払い義務を負います。

しかし、いかなる場合も、相続人が被相続人の借金を支払わなければならないとするのは不合理です。そこで、民法では、被相続人の財産をどのような形で相続するのかを相続人が選択することができることになっており、それによって相続人は被相続人の債務の支払い義務を免れることができます。

相続の方法については、単純承認、限定承認、放棄という3つの方法が定められています。「単純承認」は、被相続人の財産につき、積極財産も消極財産も含めて全て相続するというもので、特に手続きを取る必要はありません。逆に、被相続人の一切の財産を相続しな

い、という選択肢が相続放棄です。相続を「放棄」するためには、原則として、相続開始を知った後3ヶ月以内に、家庭裁判所に対して相続放棄の申述の申し立てをしないと、相続を放棄したとは認められません。放棄は相続人全員で一緒にする必要はなく、各相続人が個別にすることができますが、相続開始前に放棄することはできません。

最後の「限定承認」は、相続人が相続によって得た財産の限度で被相続人の債務の負担を受け継ぐという方法です。限定承認をする場合にも、相続放棄の場合と同様に、相続開始を知った後3ヶ月以内に家庭裁判所にその旨の申述をしなければなりません。相続放棄と異なり、複数相続人がいる場合には各相続人が個別ですることはできず、全員で限定承認しないといけません。なお、相続放棄の場合も限定承認の場合も、3ヶ月以内という期間は、その間に調査したが相続財産の全容が判明しない、というような場合には、家庭裁判所に申し立てをして期間を伸ばしてもらえることもあります。

このように、限定承認は積極財産以上の消極財産を引き継がなくてよい便利な相続方法ではありますが、一方で、単純に放棄する場合と比べて、限定承認の申述後、相続財産を確定し、目録を作成したり、債権者に通知したりするなど、その後の処理も必要になるため、手間も費用もかかります。そのため、相続財産の中に、多額の債務がある場合には、この点も踏まえ、放棄するのか限定承認するのか、慎重に判断する必要があるでしょう。

執筆者プロフィール

東麗子(ひがし・れいこ)

弁護士(第二東京弁護士会) 東京都立大学法学部卒業
悪徳商法など消費者問題を中心として、幅広く一般民事事件
および刑事事件を取り扱う。
趣味は読書、旅行。